

物品等の調達に係る障害者促進企業等に対する優遇制度について

長崎県では、障害のある人の雇用の場の拡大に協力していただいている、障害者雇用促進企業および障害者就労施設等支援企業を応援するために優遇制度を設けています。

障害者雇用促進企業とは、過去1年間に法定雇用率（2.2% 令和4年1月1日から2.3%）以上の障害者を雇用している企業、障害者就労施設等支援企業とは、過去1年間に授産施設等※1 から30万円以上の物品の調達や役務の提供を受けている企業です。

優遇制度とは、物品管理室が調達をしようとする案件の一部について、促進企業もしくは支援企業として登録いただいた企業に限定して発注を行う制度です。

優遇制度を活用していただくことにより、一般の調達にくらべ受注機会が増加するというメリットがあります。

これまで対象品目を文具と印刷の2品目としていましたが、令和3年度からOA・電気・写真機器および雑貨類・その他の2品目を追加し合計4品目での登録をできることとしました。

また、令和3年度から毎年9月を強化月間として、特に発注件数を増やす取組み（試行）を行う予定です。

障害者を雇用されている企業、授産施設等から物品調達等をされている企業の方は積極的に登録をお願いします。

登録は、随時受付をしております。

参考：優遇制度における過去の実績

平成30年度	59件
令和元年度	39件
令和2年度	48件（3/1現在）

※1 授産施設等

（要保護者の就労や技術の修得に必要な機会を与え、自立を支援する施設）
施設一覧はこちらから

[URL:http://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/16/jigyousyoitiran.pdf](http://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/16/jigyousyoitiran.pdf)

※ 障害者雇用促進企業等に対する優先的取扱いに関する要綱

[URL:http://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/16/youkouyousiki.pdf](http://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/16/youkouyousiki.pdf)

※ 障害者雇用促進企業等登録申請書（様式）

[URL:http://treasury.pref.nagasaki.jp/youkou/yousiki/syougaiyousiki.pdf](http://treasury.pref.nagasaki.jp/youkou/yousiki/syougaiyousiki.pdf)

[URL:http://treasury.pref.nagasaki.jp/youkou/yousiki/syougaiyousiki.xlsx](http://treasury.pref.nagasaki.jp/youkou/yousiki/syougaiyousiki.xlsx)

問合せ先：物品管理室

095-895-2881